

4A16
YTH0002

表

講座名		年 月 日		点 数
令和2年 刑法				
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	
			氏 名	

第1 問題1

1. 甲がBに対し600円の金銭を交付させた行為は、^{暴行}暴行罪、Bは甲が暴行を以て

脅迫し、要求に応じなければ自身やその家族に危害を加えようとする旨を以て畏怖し

て、この結果として600円を交付している。このとき、甲はBに対し600円を自身に交付さ

せた行為に恐喝罪(刑法(以下略)第242条)が成立しているか。

1) 甲はBに対し上述のとおり「恐喝」を行っており、600円を甲の口座に振り込ませ、

甲の行為、たゞに行為は相手方の反抗を抑圧せしめんとするに至る程度の脅迫を

あたかも「恐喝」したといえる。

(2) 次に、甲の行為によつてBは畏怖し、この結果として600円を甲に「交付」し、甲は

600円の現金を以て「財産上の不法利益を得た」といえる。

(3) ところで、甲はAに対し500円を債権としており、甲はAから500円を回収し、

債権を行使している。このとき、600円のうち500円については正当な債権の行使に

よつて同罪は成立していないといえるか。Bは「被害」を蒙るべきか、被害が問題

となる。

2) 以上より、同罪は財産犯であり、財産上の被害が必要である。

このとき、脅迫を以て金銭を交付したから、たとえ被害者の範囲内に限らず

被害者が「財産上の被害」となる。

1) 事件において、Bは、500円をAに対して返済してない、甲の脅迫行為

がなければBは甲に500円を返済していたと考えられるから、

甲に対して余分に支払った100円が「脅迫を以て金銭を交付した」といえる

から被害として「財産上の被害」となる(①1点)

1) 以上より、同罪は個人財産に対する罪であり、財産上の被害が必要である。

伊藤 塾

そして、禁止行為に基づいて行った交付による「家」が「財産上の被害」となる

(11) 本件で、甲はBに600万円を要求し、これに基づきBは600万円を甲に交付

しているところから、600万円がBの「財産上の被害」となる。

よってBは600万円の「財産上の被害」を負ったことになる。

(14) また、甲は同罪、故意(38条1項)も認められる。

2. よって甲はBに対する「恐喝罪」が成立し、甲はかかる罪責を負う。

第2 問題2 → 3つの事実を踏まえてみる

1. 甲がAに睡眠薬を10錠投入して致し死させた行為に殺人罪(199条)が成立し
たか。

(1) 10錠投入は睡眠薬を入れた行為が「同罪」実行行為にあたるとか。

実行行為とは法益侵害惹起の現実的危険性を有する行為といふ

→ 10錠投入は殺人に相当する睡眠薬は病院で処方される一般的な

医薬品であり、投入量もAの特殊な心臓疾患が原因で、生命に

及ぼす危険は全くなかったところから、甲がAの10錠投入は睡眠薬を入れた

行為に殺人罪の実行行為性は認められる。

(2) Aが眠った後、甲はAを絞殺したことが示され、有毒ガス発生させたこと

が示されているところ、中止犯(43条但書)が成立したか。

→ 甲は外部的被害、果敢と脅威に、被害者甲自身が自殺したと有毒ガスで

窒息させた被害が示されているため任意性が認められる。

よって、甲は殺人行為をやめたこと、Aは死に

甲は、自身が投入した量の睡眠薬ではAが死ななかつたかと思っていた

ところから同罪の故意が認められる。

伊藤 塾

これだけ早くにこの結果を出す。 2
良かれ断り!!

45 (3) Aの死は同は特殊な心臓疾患による急性心不全によつておこつたから

46 甲の行為とAの死との間に因果関係が認められなければならない。

47 因果関係は行為時に一般人が認識し得た事情及び行為後の

48 状況に基き、予見し得た事情を基礎とするとする。本件では、Aの

49 心臓疾患の存在について、一般人は認識することができず、甲も

50 認識していなかったから、かかる事情は基礎事情から得た

51 ため、甲の心算とAの死との間に因果関係は認められず。

52 2. よつて甲はAに対する殺人既遂罪を成立しない。

53 第3 疑問3

54 1. 甲がFから600円のAの振込に受けた行為に詐欺罪(245条1項)が成立

55 しないか。

56 1) 甲が振込に求めた600円が恐喝による脅迫金に該当するから、
 57 詐欺罪は成立しない。

58 甲がFから振込に受けた行為が「詐欺行為」にあつたから。

59 本点、詐欺行為とは相手方が「錯誤」を惹起する行為であつて、
 60 甲の振込に求めた600円が恐喝による脅迫金に該当するから、
 61 詐欺罪は成立しない。

62 本件において、Fは甲に振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、
 63 甲はFに振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、

64 600円が脅迫による脅迫金に該当するから、甲はFに振込を求めたが、
 65 甲はFに振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、

66 したがって、甲の上記行為は詐欺行為にあつたから。

67 (2) 甲の詐欺行為によりFは金銭に陥り、その結果、甲は600円を収めたから、
 68 詐欺罪は成立する。

69 1) 本件において、甲の上記行為は詐欺行為にあつたから、
 70 詐欺罪は成立する。

71 2. 甲が600円をFに交付し、Fは甲の振込に受けた行為に詐欺罪(245条1項)が成立しないか、
 72 甲はFに振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、

73 甲はFに振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、
 74 甲はFに振込を求めたが、甲はFに振込を求めたが、

75 したがって、甲の上記行為は詐欺行為にあつたから、
 76 詐欺罪は成立する。

お2 伊12 林級等が15を72。

3. 甲がAから盗取した財物Bを、乙に譲渡する。乙はAの死後、Aの子供CにBを譲渡する。この場合、CはAの子供であるため、Aの死後にBを取得することができる。(290条)が成立しないか。

[illegible]

いはい、これが3次元空間の正四面体にも同様に適用がある。

(第2行有)

12) 次に、甲は自ら眠薬を飲んだ後、有毒ガスを生じせ(第2行有)死せしめようとする

画(2)は(1)系1行目の点 A に z 対して z 系1行目の点 B がある。 z 系1行目の点 B がある。 z 系1行目の点 B がある。

$a=1$ 点①第1行為 x_1 , 第2行為 $y_1 = \text{連接性指数}$. —が第2行為 z_1 行した $x_1 = y_1$ ではない。

であり、②第1行為と第2行為の間に特段の事柄がなく、③第1行為と第2行為との間に

時間的場の^本~~変換~~恒等式(ア)と、第1行の点で実(7ヶ着手)が認められる。

1. 事件2, 有毒ガスで死を遂げたのはAに抵抗したガスに吸った必死が本心か。

[illegible]

また、 A に対して $A \subset \bigcap_{n=1}^{\infty} A_n$ であるから、 A は A_n の共通部分である。したがって、 A は A_n の共通部分である。

[illegible]

나와 너 (1972) -

[illegible]

(3) また因果関係は、Aは持病により死したとすると、第1行為の同一に因果関係は

環の3人か。

環めるわけ。
 P = 点、因果関係は条件関係より重く、正定性を肯定してその問題が正しく、
 場合により因果関係は環めるわけが正しく。

[illegible][illegible]

YTH0002

年 月 日

表

試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ
			氏名

1 心算に不全を起して、危険な行為をせよ。

2 甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

3 乙に、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

4 (4) も、甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

5 因果関係は、完全な因果関係である。

6 甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

7 この行為は、本質的に、反社会的な行為である。通常の手段に、

8 必要と認め、因果関係が、この因果関係の範囲で、

9 存在する。

10 1 甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

11 有毒ガスを用いて、死亡を起す行為が、危険な結果を招くことを認識して、

12 殺人という、同一構成要件内での行為である。

13 甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

14 (5) 乙は、甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

15 乙は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

16 甲は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

17 (同条2項)

18 乙は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

19 (6) 乙は、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

20 3. 甲が、この行為が危険な結果を招くことを認識して、

21 4. 以上より、甲は、①詐欺罪 ②横領罪 ③強盗罪 ④窃盗罪が成立し、

22 金銭利便の行為におよぶことが、併合罪(95条)であり、

伊藤 塾

